

# 厚生委員会情報連絡

令和4年4月18日

情報連絡資料件名	頁
1 民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選について・・・・・・・・・・	2
2 児童扶養手当等に係る眼の障害の認定基準の一部改正について・・・・・・・・	3
3 「あだちから」生活応援臨時給付金事業のスケジュール等について・・・・・・・・	4
4 医療的ケア児情報ポータルサイトの開設について・・・・・・・・・・	5
5 障がい者（児）等への日常生活用具給付事業の品目追加等について・・・・・・・・	6
6 階段昇降機設置費用助成について（高齢者住宅改修給付事業）・・・・・・・・	7
7 高齢者・障がい者訪問理美容利用回数の拡大について・・・・・・・・・・	8
8 令和4年度特別養護老人ホーム及び地域密着型サービスの整備・運営 事業者の公募について・・・・・・・・・・	9

(福祉部)

# 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法																						
<p><b>1 民生委員・児童委員、主任児童委員の斉改選について</b></p> <p>所管課 【福祉管理課】</p>	<p>令和4年12月1日に民生委員・児童委員、主任児童委員の斉改選が実施される。</p> <p><b>1 任期</b> 令和4年12月 1日から 令和7年11月30日まで</p> <p><b>2 改選予定内容（令和4年3月末現在）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">民生委員・児童委員数 (うち主任児童委員数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">定 数</td> <td style="text-align: center;">5 5 9 ( 5 0 )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再 任</td> <td style="text-align: center;">4 2 1 ( 3 9 )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新任必要数</td> <td style="text-align: center;">1 3 8 ( 1 1 )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内 退任</td> <td style="text-align: center;">9 4 ( 9 )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">訳 欠員等</td> <td style="text-align: center;">4 4 ( 2 )</td> </tr> </table> <p><b>3 年齢要件（令和4年12月1日現在）</b></p> <p>(1) 新任 原則67歳未満の者（必要な場合は70歳未満） ※ 主任児童委員は原則55歳未満の者（必要な場合は62歳未満の者）</p> <p>(2) 再任 75歳未満の者 ※ 主任児童委員は原則55歳未満の者（必要な場合は65歳未満の者）</p> <p><b>4 今後の予定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">開催内容</th> <th style="width: 50%;">時期（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合同地区民生委員推薦準備会 (各地区からの推薦)</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> <tr> <td>足立区民生委員推薦会</td> <td style="text-align: center;">7月</td> </tr> <tr> <td>東京都社会福祉審議会</td> <td style="text-align: center;">8月～10月</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣委嘱</td> <td style="text-align: center;">11月</td> </tr> </tbody> </table>		民生委員・児童委員数 (うち主任児童委員数)	定 数	5 5 9 ( 5 0 )	再 任	4 2 1 ( 3 9 )	新任必要数	1 3 8 ( 1 1 )	内 退任	9 4 ( 9 )	訳 欠員等	4 4 ( 2 )	開催内容	時期（予定）	合同地区民生委員推薦準備会 (各地区からの推薦)	6月	足立区民生委員推薦会	7月	東京都社会福祉審議会	8月～10月	厚生労働大臣委嘱	11月		
	民生委員・児童委員数 (うち主任児童委員数)																								
定 数	5 5 9 ( 5 0 )																								
再 任	4 2 1 ( 3 9 )																								
新任必要数	1 3 8 ( 1 1 )																								
内 退任	9 4 ( 9 )																								
訳 欠員等	4 4 ( 2 )																								
開催内容	時期（予定）																								
合同地区民生委員推薦準備会 (各地区からの推薦)	6月																								
足立区民生委員推薦会	7月																								
東京都社会福祉審議会	8月～10月																								
厚生労働大臣委嘱	11月																								


## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	PRの 方法				
<p><b>2 児童扶養 手当等に係 る眼の障害 の認定基準 の一部改正 について</b></p> <p>所管課 【親子支援課】 【障がい福祉課】</p>	<p><b>1 改正内容</b> 児童扶養手当法施行令改正に伴う新たな認定基準</p> <p>(1) 視力障害の見直し 「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」へ 基準緩和</p> <p>(2) 視野障害を追加</p> <p>例：子の障がいの場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改 正 前</th> <th style="width: 50%;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 <u>両目の視力の 和が0.08以 下のもの</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 <u>次のいずれかに掲げる視覚 障害</u></p> <p><u>ア 両眼の視力がそれぞれ 0.07以下のもの</u></p> <p><u>イ 一眼の視力が0.08、 他眼の視力が手動弁（視力 が0.01以下で目の前で 手を動かして判別できる） 以下のもの</u></p> <p><u>ウ ゴールドマン型視野計に よる測定の結果、両眼の I/4視標による周辺視野 角度の和がそれぞれ80度 以下かつI/2視標による 両眼中心視野角度が56度 以下のもの</u></p> <p><u>エ 自動視野計による測定 の結果、両眼開放視認点数が 70点以下かつ両眼中心視 野視認点数が40点以下の もの</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 適用年月日</b> 令和4年4月1日</p> <p><b>3 該当手当等</b></p> <p>(1) 児童扶養手当 (2) 特別児童扶養手当 (3) 児童育成手当 (4) ひとり親家庭等医療費助成 (5) 障害児福祉手当 (6) 特別障害者手当</p>	改 正 前	改 正 後	<p>1 <u>両目の視力の 和が0.08以 下のもの</u></p>	<p>1 <u>次のいずれかに掲げる視覚 障害</u></p> <p><u>ア 両眼の視力がそれぞれ 0.07以下のもの</u></p> <p><u>イ 一眼の視力が0.08、 他眼の視力が手動弁（視力 が0.01以下で目の前で 手を動かして判別できる） 以下のもの</u></p> <p><u>ウ ゴールドマン型視野計に よる測定の結果、両眼の I/4視標による周辺視野 角度の和がそれぞれ80度 以下かつI/2視標による 両眼中心視野角度が56度 以下のもの</u></p> <p><u>エ 自動視野計による測定 の結果、両眼開放視認点数が 70点以下かつ両眼中心視 野視認点数が40点以下の もの</u></p>		<p>あだち広 報及び区 ホームペ ージに掲 載予定</p>
改 正 前	改 正 後						
<p>1 <u>両目の視力の 和が0.08以 下のもの</u></p>	<p>1 <u>次のいずれかに掲げる視覚 障害</u></p> <p><u>ア 両眼の視力がそれぞれ 0.07以下のもの</u></p> <p><u>イ 一眼の視力が0.08、 他眼の視力が手動弁（視力 が0.01以下で目の前で 手を動かして判別できる） 以下のもの</u></p> <p><u>ウ ゴールドマン型視野計に よる測定の結果、両眼の I/4視標による周辺視野 角度の和がそれぞれ80度 以下かつI/2視標による 両眼中心視野角度が56度 以下のもの</u></p> <p><u>エ 自動視野計による測定 の結果、両眼開放視認点数が 70点以下かつ両眼中心視 野視認点数が40点以下の もの</u></p>						

## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	P R の方法										
<p><b>3 「あだちから」生活応援臨時給付金事業のスケジュール等について</b></p> <p>所管課 【生活・暮らし臨時給付金担当課】</p>	<p>「あだちから」生活応援臨時給付金の実施スケジュール等について、情報提供する。</p> <p><b>1 スケジュール</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">日程</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年 4月11日</td> <td>対象世帯へ申請書発送手続 (郵便局差出) ※ 到着は4月13日以降</td> </tr> <tr> <td>4月13日</td> <td>専用コールセンター開設 相談窓口開設</td> </tr> <tr> <td>4月28日 以降(予定)</td> <td>順次、口座へ振り込み</td> </tr> <tr> <td>9月30日</td> <td>申請期限</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 コールセンター</b></p> <p>(1) 開設日及び開設時間 令和4年4月13日(水) 平日午前9時から午後8時まで</p> <p>(2) 執行体制 委託事業者 ※ 令和4年7月14日(木)以降は、区職員が平日開庁時間内に対応予定</p> <p><b>3 申請相談支援窓口</b></p> <p>(1) 開設日、開設時間及び開設場所 令和4年4月13日(水) 平日午前9時から午後5時まで 区役所本庁舎1階アトリウム</p> <p>(2) 執行体制 人材派遣スタッフ ※ 令和4年6月20日(月)以降は、区職員が対応予定</p>	日程	内容	令和4年 4月11日	対象世帯へ申請書発送手続 (郵便局差出) ※ 到着は4月13日以降	4月13日	専用コールセンター開設 相談窓口開設	4月28日 以降(予定)	順次、口座へ振り込み	9月30日	申請期限		<p>対象世帯への申請書発送</p> <p>あだち広報 (4月10日号)、区ホームページ等</p>
日程	内容												
令和4年 4月11日	対象世帯へ申請書発送手続 (郵便局差出) ※ 到着は4月13日以降												
4月13日	専用コールセンター開設 相談窓口開設												
4月28日 以降(予定)	順次、口座へ振り込み												
9月30日	申請期限												

# 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	PRの方法
<p><b>4 医療的ケア児情報ポータルサイトの開設について</b></p> <p>所管課 【障がい福祉課】</p>	<p>医療的ケア児の子育てに必要な情報をまとめた「医療的ケア児情報ポータルサイト」を開設した。</p> <p><b>1 目的</b> 医療的ケア児を支援するための様々な施策（保健・医療、保育・療育、障がい福祉サービス、防災等）を一覧化することで、ご家族等が知りたい情報を得やすくした。</p> <p><b>2 足立区医療的ケア児情報ポータルサイト</b>            (1) URL  <a href="https://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/medical-care.html">https://www.city.adachi.tokyo.jp/shogai/medical-care.html</a>            (2) QRコード  </p> <p><b>3 開設日</b> 令和4年3月30日（水）</p> <p>※ ポータルサイトとは… 情報にアクセスする際の入り口となる Web サイト</p>		<p>医療的ケア児が属する家族会、関係機関への周知</p>

# 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	P R の方法														
<p><b>5 障がい者(児)等への日常生活用具給付事業の品目追加等について</b></p> <p>所管課 【障がい福祉課】</p>	<p>在宅障がい者(児)等の日常生活を容易にするための日常生活用具給付事業に、「音声式血圧計」を追加し、令和4年4月1日から給付を開始した。</p> <p><b>1 目的</b> 視覚障がい者の日常の健康管理促進</p> <p><b>2 基準額等</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 80%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準額</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>耐用年数</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>対象者要件</td> <td>原則として18歳以上の身体障がい者で、視覚障がいの程度が1級又は2級の者</td> </tr> <tr> <td>性能等</td> <td>視覚障がい者が容易に使用できるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 対象者数(視覚障がい1・2級の手帳所持者)</b> 1,101人 ※令和4年2月末現在</p> <p><b>4 他区の状況</b> (1) 22区中14区で給付品目としている。 (2) 江東5区では、江戸川区が給付品目としており、葛飾区は令和4年4月から追加した。</p> <p><b>5 その他</b> 音声式血圧計の給付要件に合わせ、音声式体重計および体温計の要件を緩和し、晴眼者が同居している場合の給付を可とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">(新)</td> <td>原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の者</td> </tr> <tr> <td>(旧)</td> <td>原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の者 (<u>視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	基準額	10,000円	耐用年数	5年	対象者要件	原則として18歳以上の身体障がい者で、視覚障がいの程度が1級又は2級の者	性能等	視覚障がい者が容易に使用できるもの	(新)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の者	(旧)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の者 ( <u>視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。</u> )		<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者団体ならびに関連する事業所への説明</li> <li>・区広報、区ホームページ等での周知</li> </ul>
項目	内容																
基準額	10,000円																
耐用年数	5年																
対象者要件	原則として18歳以上の身体障がい者で、視覚障がいの程度が1級又は2級の者																
性能等	視覚障がい者が容易に使用できるもの																
(新)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の者																
(旧)	原則として学齢児以上の身体障がい者(児)で、視覚障がいの程度が1級又は2級の者 ( <u>視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。</u> )																

## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場 所	P Rの方法
<p><b>6 階段昇降機設置費用助成について（高齢者住宅改修給付事業）</b></p> <p>所管課 【高齢福祉課】</p>	<p>在宅生活における転倒防止や介護者の負担軽減を図り、高齢者の在宅生活が継続できるよう、階段昇降機設置費用の一部を助成する。</p> <p><b>1 助成限度額（1世帯1回限り）</b> 1, 3 3 2, 0 0 0 円</p> <p><b>2 対象要件</b></p> <p>① 6 5 歳以上の要介護認定4または5</p> <p>② 日常的に、車椅子または歩行器を使用</p> <p>③ 2階以上に居室があり、階段を昇降する必要がある</p> <p>④ 本人、親族等の持ち家</p> <p>⑤ 昇降機の確認済証を提出できる</p> <p>⑥ 介護保険施設または病院等に入所、入院していないこと</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>① 介護保険の負担割合に応じて1割から3割の自己負担あり（免除あり）</p> <p>② 高齢福祉課への事前相談が必要</p> <p>③ 設置済の機器取替、新築工事に合わせて設置するものは不可</p> <p>④ 工事着工後の申請は対象外</p>	<p>開始時期 令和4年4月1日（金）</p>	<p>令和4年3月31日（木） 地域包括支援センターへの周知</p> <p>令和4年4月1日（金） 足立区ホームページ更新 令和4年4月25日号 あだち広報掲載</p>

## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p><b>7 高齢者・障がい者訪問理美容利用回数の拡大について</b></p> <p>所管課 【高齢福祉課】 【障がい福祉課】</p>	<p>要介護状態でも、高齢者や障がい者が快適な在宅生活を継続することができるよう、訪問理美容サービスの利用回数を拡大する。</p> <p><b>1 利用回数</b> 従来までの年間3回から年間6回とする。</p> <p><b>2 周知方法</b> 継続利用者、地域包括支援センター、福祉事務所各課へ変更内容を周知する。</p>	<p>開始時期 令和4年4月1日（金）</p>	<p>令和4年3月31日（木） 継続者へ通知発送 令和4年4月1日（金） 足立区ホームページ更新 令和4年4月10日号 あだち広報掲載</p>



## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法																											
<p><b>8 令和4年度特別養護老人ホーム及び地域密着型サービスの整備・運営事業者の公募について</b></p> <p>所管課 【介護保険課】</p>	<p>令和4年度特別養護老人ホーム及び地域密着型サービスの整備・運営事業者について、以下のとおり公募する。</p> <p><b>1 特別養護老人ホーム</b></p> <p>(1) 公募の概要</p> <p>令和4年度は、民有地に1施設、公有地（旧本木東小学校跡地）に1施設、計2施設の公募を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 35%;">民有地 用地は法人 が確保</th> <th style="width: 35%;">公有地 旧本木東 小学校跡地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">150床程度</td> </tr> <tr> <td>老人短期入所施設 〔特養に併設〕</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">特養の定員の1割以上</td> </tr> <tr> <td>防災拠点型 地域交流スペース 〔同上〕</td> <td style="text-align: center;">190㎡以上 (※1)</td> <td style="text-align: center;">400㎡以上 (※2)</td> </tr> <tr> <td>災害備蓄倉庫 〔同上〕</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">概ね50㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 都市部における防災拠点の整備を促進するため、都が定めた補助基準</p> <p>※2 学校跡地の活用、地域住民の要望により、地元で避難所運営を担うことを前提に設置</p> <p>(2) 年間公募スケジュール</p> <p>第1回は民有地、第2回は公有地の整備・運営事業者を募集する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="width: 50%;">第1回</th> <th style="width: 50%;">第2回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募期間</td> <td>令和4年 6月～7月中旬</td> <td>令和4年 9月～10月中旬</td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td>一次：令和4年8月 二次：令和4年9月</td> <td>一次：令和4年11月 二次：令和4年12月</td> </tr> <tr> <td>事業者決定</td> <td>令和4年10月</td> <td>令和5年1月</td> </tr> </tbody> </table>	種類	民有地 用地は法人 が確保	公有地 旧本木東 小学校跡地	特別養護老人ホーム	150床程度		老人短期入所施設 〔特養に併設〕	特養の定員の1割以上		防災拠点型 地域交流スペース 〔同上〕	190㎡以上 (※1)	400㎡以上 (※2)	災害備蓄倉庫 〔同上〕	概ね50㎡以上			第1回	第2回	公募期間	令和4年 6月～7月中旬	令和4年 9月～10月中旬	審査	一次：令和4年8月 二次：令和4年9月	一次：令和4年11月 二次：令和4年12月	事業者決定	令和4年10月	令和5年1月		<p>区ホームページに掲載</p>
種類	民有地 用地は法人 が確保	公有地 旧本木東 小学校跡地																												
特別養護老人ホーム	150床程度																													
老人短期入所施設 〔特養に併設〕	特養の定員の1割以上																													
防災拠点型 地域交流スペース 〔同上〕	190㎡以上 (※1)	400㎡以上 (※2)																												
災害備蓄倉庫 〔同上〕	概ね50㎡以上																													
	第1回	第2回																												
公募期間	令和4年 6月～7月中旬	令和4年 9月～10月中旬																												
審査	一次：令和4年8月 二次：令和4年9月	一次：令和4年11月 二次：令和4年12月																												
事業者決定	令和4年10月	令和5年1月																												

## 厚生委員会情報連絡一覧表

### 2 地域密着型サービス事業

#### (1) 公募の概要

種 類	募集箇所数
認知症高齢者グループホーム	1 か所
小規模多機能型居宅介護	2 か所
看護小規模多機能型居宅介護	1 か所

- ・ 用地（民有地）は法人が確保するものとする。

#### (2) 年間公募スケジュール

	日 程
公募期間	令和4年6月～7月中旬
審査	一次：令和4年8月 二次：令和4年9月
事業者決定	令和4年10月